

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月5日
【会社名】	株式会社東京放送ホールディングス
【英訳名】	TOKYO BROADCASTING SYSTEM HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石原 俊爾
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03(3746)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営戦略部長 井上 一茂
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03(3746)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営戦略部長 井上 一茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年12月4日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社BS-TBS（以下「BS-TBS」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を行うことを決議し、BS-TBSとの間で株式交換契約（以下「本件株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本件株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社BS-TBS
本店の所在地	東京都港区赤坂五丁目3番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 武田 信二
資本金の額	5,844百万円（平成26年3月31日現在）
純資産の額	13,317百万円（平成26年3月31日現在）
総資産の額	14,623百万円（平成26年3月31日現在）
事業の内容	放送事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高(百万円)	11,437	13,646	14,716
営業利益(百万円)	1,757	2,419	2,202
経常利益(百万円)	1,772	2,441	2,223
当期純利益(百万円)	3,193	2,908	1,771

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成26年3月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
当社	51.89
パナソニック株式会社	10.00
株式会社電通	10.00
株式会社毎日放送	8.87
日本電気株式会社	7.50

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成26年3月31日現在）

資本関係	当社はBS-TBSの発行済株式の51.89%（415,163株）を保有しております。
人的関係	当社の取締役2名がBS-TBSの取締役を、当社の従業員1名がBS-TBSの監査役をそれぞれ兼任しております。また、当社の従業員1名、当社の完全子会社である株式会社TBSテレビの従業員23名がBS-TBSに出向しております。
取引関係	当社の完全子会社である株式会社TBSテレビは、BS-TBSと同一の事業の部類に属し、かつBS-TBSとの間に番組販売などの継続的な取引関係があります。

(2) 本件株式交換の目的

当社は、平成23年7月に、認定放送持株会社体制の下で、地上放送とBS放送を両輪とするテレビ広告放送全体の事業基盤を強化すべく、BS-TBSを連結子会社化いたしました。その後、両社は、BSデジタル放送の視聴習慣が定着してきたこともあり、当社グループが最強のコンテンツを発信する最良のメディアグループとしての地位を確立し、持続的な成長を達成するためには、本件株式交換を通じた当社によるBS-TBSの完全子会社化の実施が必要かつ最も適切な手段であると判断いたしました。これにより、両社は、BS-TBSと当社グループ各社との連携を一層緊密なものとして放送事業を強化し、地上放送とBS放送のシナジーにより両社の企業価値をさらに高めることを目指しております。

(3) 本件株式交換の方法、本件株式交換に係る割当ての内容その他の本件株式交換契約の内容

本件株式交換の方法

本件株式交換は、当社を株式交換完全親会社、BS-TBSを株式交換完全子会社とする株式交換です。

本件株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	BS-TBS (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る割当ての内容	1	32
本件株式交換により交付する株式数	普通株式：12,314,784株	

(注1) 株式の割当て比率

BS-TBSの普通株式1株に対して、当社の普通株式32株を割当て交付します。但し、当社が保有するBS-TBSの普通株式415,163株については、本件株式交換に係る割当ては行いません。また、上記の株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本件株式交換により交付する株式数

当社は、本件株式交換により普通株式12,314,784株を割当て交付しますが、交付する株式は当社が保有する自己株式(平成26年9月30日現在28,034,242株)を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

その他の本件株式交換契約の内容

当社がBS-TBSとの間で、平成26年12月4日に締結した本件株式交換契約の内容は以下のとおりであります。

株式交換契約書(写)

株式会社東京放送ホールディングス(以下「甲」という。)と株式会社BS-TBS(以下「乙」という。)とは、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

1 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行い、甲は、本件株式交換により、乙の発行済株式(ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

2 本件株式交換に係る甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社東京放送ホールディングス

住所：東京都港区赤坂五丁目3番6号

(2) 乙

商号：株式会社BS-TBS

住所：東京都港区赤坂五丁目3番6号

第2条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に32を乗じた数の甲の普通株式を、甲が保有する自己株式を処分する方法により交付する。
- 2 甲は、本件株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式32株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
- 3 前項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第3条（本件株式交換の効力発生日）

- 1 本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成27年4月1日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本件株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第4条（資本金及び準備金の額）

本件株式交換に際して、甲の資本金及び準備金の額は、変動しないものとする。

第5条（株式交換承認株主総会）

- 1 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本件株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求めることができる。
- 2 乙は、平成27年2月23日に開催予定の乙の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
- 3 前二項に定める手続（乙の臨時株主総会の開催日を含む。）は、本件株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容、財産状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は将来収益計画（併せて、以下「資産内容等」と総称する。）に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行うものとする。

第7条（誓約事項）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容等に重大な影響を及ぼすおそれのある事象その他本件株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある事象が判明又は発生した場合には、相手方に対して、速やかに書面によりその旨及び当該事象の内容を通知しなければならないものとする。

第8条（自己株式の消却）

乙は、第5条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られた場合には、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議に従い、本件株式交換基準時の直前の時点において乙が保有している自己株式（本件株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時（ただし、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）をもって消却する。

第9条（乙の定款変更）

乙は、第5条第2項に規定する乙の臨時株主総会において、乙の定時株主総会の基準日に関する定款規定を、平成27年3月30日までに本契約が効力を失っていないこと及び本件株式交換が中止されていないことを条件として、平成27年3月30日付けで削除する旨の定款変更に関する決議を求める。

第10条（乙の株主に対する議決権の付与）

甲は、本効力発生日までに、本件株式交換に際して甲の普通株式の割当交付を受けた乙の株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、本件株式交換がその効力を生ずることを条件として甲の平成27年6月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行うものとする。

第11条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に該当する場合には、その効力を失うものとする。

- （1）甲において、会社法第796条第4項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を行うことができなかったとき
- （2）乙において、第5条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られなかった場合
- （3）第13条に従い本契約が解除された場合
- （4）法令（金融商品取引所規則を含む。）上、本件株式交換に関して要求される関係官庁（金融商品取引所を含む。）の承認等が得られないことが客観的に明らかとなった場合

第12条（名義書換手続）

甲は、本効力発生日後遅滞なく、乙に対し、甲が本件株式交換によって取得する乙の発行済株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求し、乙は遅滞なくこれに応じるものとする。

第13条（本契約の変更及び合意解除）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の何れかの資産内容等に重大な影響を及ぼす事象その他本件株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、協議し合意の上、本契約の変更又は解除を行うことができるものとする。

第14条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（協議事項）

本契約に規定のない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月4日

甲 東京都港区赤坂五丁目3番6号
株式会社東京放送ホールディングス
代表取締役社長 石原 俊爾

乙 東京都港区赤坂五丁目3番6号
株式会社BS-TBS
代表取締役社長 武田 信二

（4）本件株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及びBS-TBSは別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は朝日ビジネスソリューション株式会社を、BS-TBSはSMBC日興証券株式会社を、それぞれ算定機関として選定致しました。

朝日ビジネスソリューション株式会社は、当社の株式価値については、上場会社であるため、市場株価法により算定を行っております。算定に際しては、平成26年12月3日を算定基準日として、算定基準日から遡る1か月、3か月及び6か月の各期間の終値の単純平均値を採用しております。また、BS-TBSの株式価値については、非上場会社であるため、DCF法及び類似上場会社法により算定を行っております。DCF法については、BS-TBSの事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを現在価値に割り引くことにより、また、類似上場会社法については、BS-TBSと同業種の上場会社の市場株価を参照することにより、算定を行っております。

上記の算定に基づく、当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の本件株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

株式交換比率の算定結果
22.0～33.2

一方、SMBC日興証券株式会社は、当社の株式価値については、上場会社であるため、市場株価法により算定を行っております。算定に際しては、平成26年12月3日を算定基準日として、算定基準日から遡る1か月、3か月及び6か月の各期間の株価終値平均を採用しております。また、BS-TBSの株式価値については、非上場会社であるため、DCF法及び類似上場会社比較法により算定を行っております。DCF法については、BS-TBSの事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを現在価値に割り引くことにより、また、類似上場会社比較法については、BS-TBSと同業種の上場会社の市場株価を参照することにより、算定を行っております。

上記の算定に基づく、当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の本件株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

株式交換比率の算定結果
24.1～34.1

当社及びBS-TBSはそれぞれの第三者算定機関から提出された算定結果を参考にして、両者間で慎重に協議した結果、本件株式交換における株式交換比率について前記の通り決定致しました。

なお、割当の内容の前提として、当社及びBS-TBSのいずれも大幅な増減益等は見込んでおりません。

算定機関との関係

当社の算定機関である朝日ビジネスソリューション株式会社は、当社及びBS-TBSの関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、BS-TBSの算定機関であるSMBC日興証券株式会社は、当社及びBS-TBSの関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 本件株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社東京放送ホールディングス
本店の所在地	東京都港区赤坂五丁目3番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 石原 俊爾
資本金の額	54,986百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません
総資産の額	現時点では確定しておりません
事業の内容	認定放送持株会社

以 上